

第4次芦屋市総合計画
基 本 構 想

平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

第1章

計画づくりの背景と基本姿勢

1-1 計画策定の趣旨

※¹ 地方自治特別法

日本国憲法95条に規定されている特定の地方公共団体だけに適用される法律で、それらの地方公共団体の地方自治権を侵害する事がないよう、その制定には住民投票による賛成を必要とする。芦屋国際文化住宅都市建設法がこれに当たる。

※² 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和25年(1950年)12月に議員提出法案として国会で可決され、昭和26年(1951年)3月に住民投票を経て公布された本市のみに適用される法律のこと。本市のまちづくりの理念の基礎となっている。

※³ 芦屋市民憲章

国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、市民、学識経験者55人で構成する「芦屋市民憲章制定委員会」で検討を重ね、市民の意見も聴き、昭和39年(1964年)5月に策定した。

※⁴ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市灾害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

本市は兵庫県南東部、大阪と神戸の二大都市の間に位置しています。これら大都市への交通の利便性とともに、北には緑豊かな六甲の山々が連なり、南には大阪湾を臨み、自然環境や温暖な気候に恵まれた居住条件の優れた住宅地として成長してきました。そして、昭和15年(1940年)に精道村から芦屋市へと飛躍し、平成22年(2010年)には市制施行70周年を迎えたところです。

戦後からの復興途上にあった昭和26年(1951年)には、住民投票によって本市のみに適用される^{※1} 地方自治特別法「^{※2} 芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。昭和39年(1964年)には「^{※3} 芦屋市民憲章」を制定し、昭和46年(1971年)には「芦屋市総合計画」として、自然の美、人工の美、人間の美が調和し、品位と風格のある個性豊かな住宅都市を目標にまちづくりを進め、昭和61年(1986年)には「芦屋市新総合計画」において「誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市」として成熟都市を目指してきました。

しかし、平成7年(1995年)1月17日の^{※4} 阪神・淡路大震災によって444人の尊い命が奪われ、長年築き上げてきた芦屋のまちは壊滅的なダメージを受けました。平成7年(1995年)に「芦屋市震災復興計画」、平成13年(2001年)には「第3次芦屋市総合計画」を策定し、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を将来像に掲げ、全国から寄せられた支援に支えられながら、市民と行政でまちの再生・創生を図ってきました。しかし、復興の過程や世代交代の中で、これまで芦屋の良さとされてきたものが失われつつあります。

これからまちづくりは、まちの個性が求められます。何をまちの個性とし、どのように魅力を発展させていくのかが問われています。芦屋の魅力を更に高め、「住み続けられるまち・住んでみたいまち・芦屋」であり続けるために、芦屋に関わる人々が共有できる目標として第4次芦屋市総合計画を策定します。

【芦屋国際文化住宅都市について】

昭和 26 年（1951 年）に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから 60 年が経ち、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くあった一方で、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

目標とするまちの姿を示すものとしては、現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると本市としては考えています。

一般的に、「まちづくり」、「市民」、「協働」という言葉の定義は必ずしも明確ではありません。

この計画ではこれらの言葉を次のように定義し、使用しています。

（1）「まちづくり」とは

この計画における「まちづくり」とは、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切にする暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果しながら継続的に取り組むこととします。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体とします。

（2）「市民」とは

「^{※1} 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

（3）「協働」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

^{※1} 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例（平成 19 年条例第 5 号）

市政に対する市民の参画を推進するためパブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住み良いまちづくりを目的に制定したもの。

1-2 計画の役割と構成・期間

(1) 計画の役割

- まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

- 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

- 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針とします。

(2) 計画の構成・期間

- 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。

基本構想の期間は 10 年とし、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までとします。

- 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

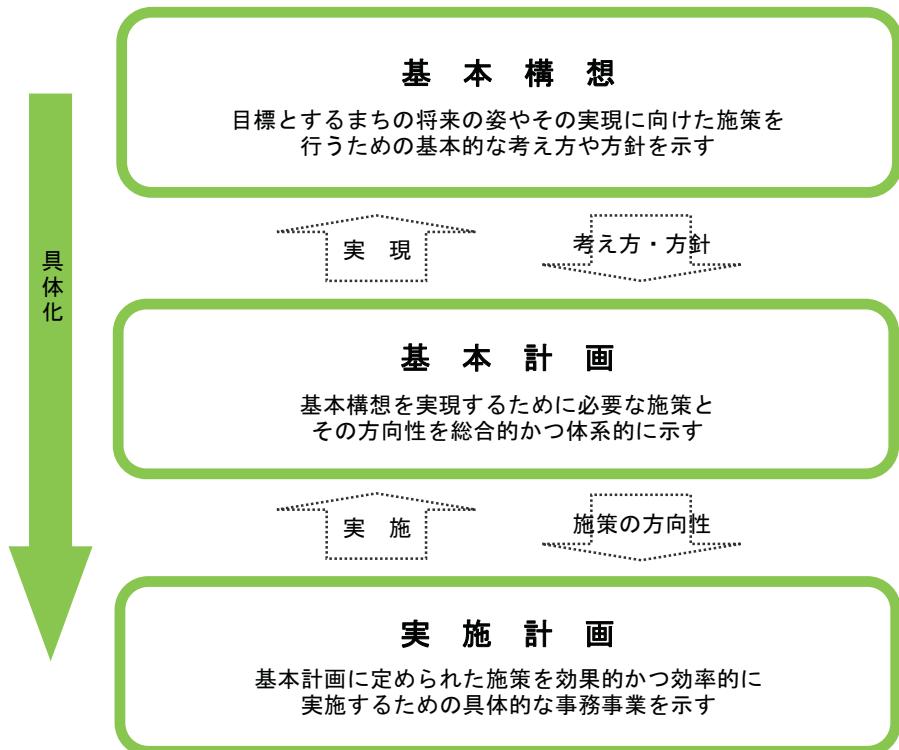
基本計画の期間は前期 5 年、後期 5 年とし、前期を平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）まで、後期を平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までとします。

- 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は 3 年とし、1 年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

| 平成23年 (2011年) | 平成24年 (2012年) | 平成25年 (2013年) | 平成26年 (2014年) | 平成27年 (2015年) | 平成28年 (2016年) | 平成29年 (2017年) | 平成30年 (2018年) | 平成31年 (2019年) | 平成32年 (2020年) |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 基本構想（10年間） | | | | | | | | | |
| 前期基本計画（5年間） | | | | | | | | | |
| 後期基本計画（5年間） | | | | | | | | | |
| 実施計画（3年間） | | | | | | | | | |
| 実施計画（3年間） | | | | | | | | | |
| 実施計画（3年間） | | | | | | | | | |

1-3 芦屋のまちの変わりゆくもの・変わらないもの

(1) 変わりゆくまちなみ

*¹阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市灾害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

*²ライフスタイル

生活様式のこと。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方のこと。

芦屋では、昭和40年代から地価の上昇や相続の困難さなどから、敷地の大きな住宅がマンション用地として供給され始めました。^{※1}阪神・淡路大震災後はその状況が加速し、企業の社宅や寮であった土地もマンション用地となり、低層住宅が中層の集合住宅へ変化し、それとともに人口が膨れ上がってきました。

かつての芦屋の特徴であった庭園に豊富な緑をたたえた「お屋敷まち」、「大きな邸宅が多いまち」というまちなみは、時代の流れとともにその姿も変わりつつあります。

(2) 薄れていく人々のつながり

まちなみの変化だけでなく、人々のつながりも変わっていました。

家族構成や^{※2}ライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、個人の生活にしか関心を持たない暮らし方や自治会などの地縁的な組織への参加意欲の低下など、人々と地域のつながりが希薄化し、地域での支え合い、助け合いによる暮らしの安心を弱めていると考えられます。

(3) 芦屋の魅力への変わらない愛着

市民アンケート調査の結果からは、8割以上の人人が「住み心地がいい」と感じています。

また、恵まれた自然環境や交通が便利であることなどの立地条件に加え、清潔で美しく、生活の利便性があることが芦屋に住み続けたい理由となっており、このことはこれまでのアンケート調査の結果とも変わらないものとなっています。

また、これまでの芦屋のまちなみの良さを残す取組の一つとして、

^{※3}地区計画や^{※4}建築協定の制度を積極的に活用し、一定地区内の建物の種類や大きさなどについてその地区の市民が話し合い、その地区の特性に応じたまちなみづくりを行ってきています。このことは、市民が芦屋の魅力を理解し、その良さを残したいというまちへの愛着の表れと考えられます。

このことから、市民の芦屋への愛着をこれからも変わらないものにするためには、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高めていく必要があります。

*³地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画(土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等)を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。

*⁴建築協定

建築物を建築する場合に、地域のよりよい環境を創っていくために、その地域住民全員の合意のもとに、まちづくりのための基準を定めてお互いに守りあっていくことを約束する制度のこと。

(4) 震災の経験から学んだ市民参画・協働の大切さを再び

阪神・淡路大震災では、人々が支え合うことの大切さを学びました。

ボランティア元年と呼ばれるように、支え合いに参加するボランティアの存在を大きなものにしました。また、復興の過程では、^{※1}まちづくり協議会をはじめとした市民参画・協働がまちづくりに欠かせないものであるという考え方も定着してきました。

そのような中で、平成13年度（2001年度）にスタートした第3次芦屋市総合計画では、「市民と行政の協働のもとに」を基本理念に市民参画と協働の推進のための環境づくりに取り組んできました。

震災をきっかけにしてボランティア活動を始め、現在も継続的に行っている市民も多くおられます。人々のつながりや参加意欲が希薄化していく中で、改めて日頃の近隣とのつきあいの大切さを思い起こし、まちづくりに「参加する」文化を確実なものにしていく必要があります。

^{※1}まちづくり協議会

緑ゆたかな自然環境を保全・育成し、「国際文化住宅都市」にふさわしいゆとりのある優良な住宅都市とするため、地域で地区計画や建築協定等に取り組むため地区ごとに設立されたもの。

1－4 芦屋市行政が直面する課題

(1) 公共に求められる役割の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化、地域社会でのつながりの希薄化などに伴い、保育や介護などのサービスの充実や、価値観の多様化に伴う様々な課題への対応が必要となっています。また、社会資本整備の拡大による維持管理業務が増大していることに加え、多様化する犯罪、頻発する自然災害への対応など、公共に求められる役割は拡大しており、その中で、行政サービスの需要も増大し続けています。

(2) 行政を取り巻く厳しい状況

公共サービスの需要が増える一方で、世界的な景気変動の影響によって税収入も不安定となり、今後の見込みが立ちにくく、さらに、少子高齢化によって生産年齢人口（15～64歳）が減少し、財政負担能力も低下してきており、行政だけできめ細かなサービスまでも担っていくことには限界がある状況となっています。

(3) 国と地方の役割と関係の見直し

このような時代潮流の中で、国と地方の役割と関係も見直されています。

平成12年（2000年）に施行された、いわゆる^{*1}地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）以降、平成19年（2007年）に施行された^{*2}地方分権改革推進法、さらに、平成21年（2009年）の^{*3}地方分権改革推進計画によって、国と地方の関係が上下の関係から対等の立場で対話できる新たな関係へと着実に進んできています。

のことから、地方公共団体、特に住民に最も身近な市町村である本市においては、これまでの国の指揮監督のもとに進めてきた様々な行政サービスを、自らの責任と判断で地域の実情に応じて主体的に対応していくことが、今後、更に求められることになります。

^{*1}地方分権一括法

平成11年（1999年）7月に成立し、平成12年（2000年）4月から施行。この法律により、国と地方公共団体の役割が見直され、機関委任事務を廃止し、自治事務と法定受託事務に再構成された。

^{*2}地方分権改革推進法

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進するため平成18年（2006年）4月に制定された。

^{*3}地方分権改革推進計画

「地方分権改革推進法」に基づき、平成21年（2009年）12月14日の地域主権戦略会議を経て、翌12月15日に閣議決定された。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制が明記されている計画。

(4) 地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ

このような状況の中で、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が広がり、地域の一員としての役割意識だけでなく、地域のために活動することに生きがいを見いだす人々が増え、人々の信頼や連帯感を取り戻す動きに加え、これまで行政が担ってきた公共サービスの提供者となり得る意欲と能力を備えた市民活動や※¹NPO活動が全国的に増えており、芦屋においてもそのような活動が活発化してきています。

市民が自分たちでできることは自分たちで行いながら、地域に必要な行政サービスを地域が選択していくとともに、芦屋の資源を発掘、再発見し、個性と活力に満ちた芦屋づくりを行う、まさに地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へと大きな転換期を迎えていると言えます。

※¹NPO

(NonProfit Organization)

ボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的とすることなく社会に対するサービスを提供する民間非営利組織のこと。

1-5 計画づくりの基本姿勢

(1) 芦屋に暮らすことに誇りと愛着を持つために

*¹阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

*²市民会議

第4次芦屋市総合計画を市民参画で策定するため、市の公募で選任された47人、6つの部会で構成される。基本構想素案を作成し、市長に提言した。

*³職員会議

第4次芦屋市総合計画基本計画を職員参画で策定するため、課長補佐以下の職員41人、市民会議と同じ6つの部会で構成される。市民会議における基本構想素案づくりと連携して基本計画素案を作成し、市長に提出した。

*⁴6つの視点

安全安心、保健医療福祉、次世代育成、市民活動、まちづくり、行政のこと。

市民会議及び職員会議の部会構成になっている。

*⁵基本構想素案

第4次芦屋市総合計画の策定過程で、基本構想原案の基となつた案のこと。市民会議が作成し、市長に提言された。

*⁶基本計画素案

第4次芦屋市総合計画の策定過程で、基本計画原案の基となつた案のこと。職員会議が作成し、市長に提出された。

芦屋の魅力は行政だけで高めることはできません。^{※1}阪神・淡路大震災では市内全域に及ぶ被害を受け、行政が対応できることには限界があることや、近隣の助け合いがいかに重要であるか身をもって体験しています。

市民一人一人がまちを大切にする心や芦屋に暮らすことに誇りを持ち、まちの魅力を高めるために考え、行動することでまちへの愛着となってまちの雰囲気を作り上げていきます。市民と市民、市民と行政の連携によってまちを大切にする心の文化を継承していくなければならないときが来ています。

(2) 市民と行政の協働による計画づくり

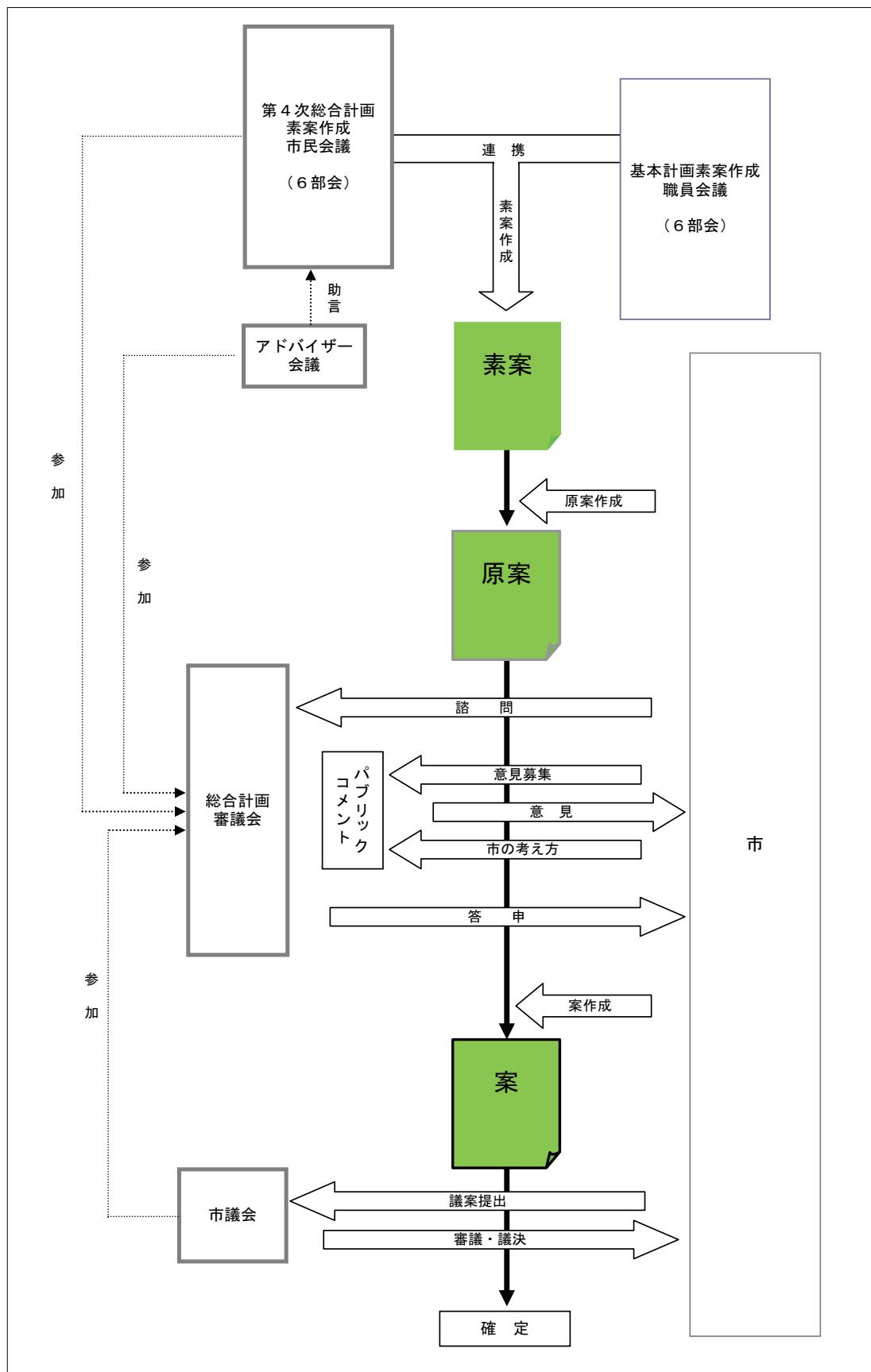
このようなことを背景に、この計画では、目指すべきまちの姿を市民が描き、行政がその実現に向けた方策を考える過程によって、市民と行政が協働して計画づくりを行うことを基本姿勢として取り組みました。

まず、公募市民47人で構成する^{※2}市民会議と若手職員中心の41人で構成する^{※3}職員会議が素案づくりを行いました。市民会議では、^{※4}6つの視点で芦屋の将来の姿を描き、職員会議では、市民会議と連携して施策につながるように目標を具体化し、それぞれが「^{※5}基本構想素案」、「^{※6}基本計画素案」としてまとめ、市長に提言を行いました。

この提言を受け、素案を尊重しながら行政としての課題認識を加え、前期基本計画については施策として整理し、計画づくりを行いました。

第4次芦屋市総合計画は、「私たちの計画」として市民と行政が協働して策定したものです。

【第4次総合計画基本構想・前期基本計画策定のプロセス】



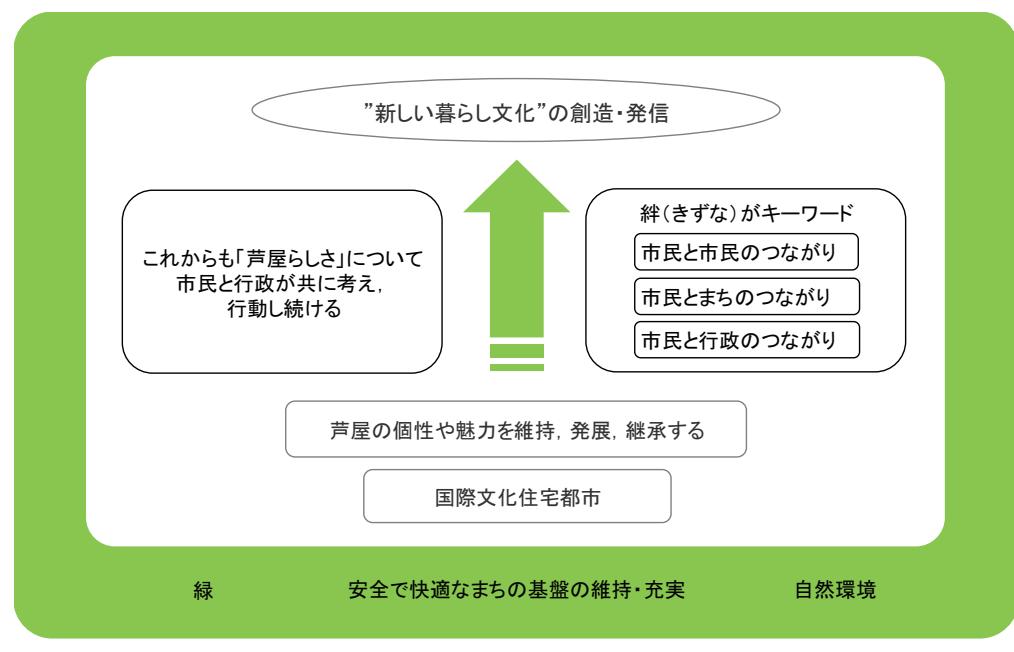
第2章 将来像とまちづくりの基本方針

2-1 芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆を育み、 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋は、大阪と神戸の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北の緑豊かな六甲の山なみ、南の大阪湾、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川や宮川などの自然環境にも恵まれています。この環境の中で人々や文化が交流し、先人たちは暮らしそのものを楽しみ、それまでの暮らしの様式を守りながらも新しい風を呼び込んだ芦屋の暮らしを築き、創造してきました。

私たちはこの芦屋ならではの暮らしの創造を“暮らし文化”と名付けます。自然やみどりを守り、歴史を伝え、伝統を継承し、人々や文化が交流するまちで、市民がまちなみを美しく保ち、人とのつながりやまちを大切にする心を育てながら暮らしを楽しむことを芦屋の個性や魅力と捉え、これからも時代の流れとともに“新しい暮らし文化”を創造し、発信し続けるまちを芦屋の将来像として掲げます。



2-2 芦屋のまちづくりの基本方針

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」から、「絆」を「人と人とのつながり」、「人とまちとのつながり」、「市民と行政とのつながり」と捉え、それを「芦屋のまちづくりの基本方針」へと展開しました。

1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆を深め、お互いに刺激し合うことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃の挨拶から何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつなないでいく。

3 人々のまちを大切にする心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切にする心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつなないでいく。

4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

これから約10年間、安全で快適な住宅都市としての基盤をより一層充実させることに努めながら、この「絆」を深めるための取組を進め、芦屋の未来へとつなないでいきます。

参考 市民会議が描く芦屋の将来の姿

この計画の策定では、市民会議から基本構想素案を提言をしていただきました。

市民会議は、6つの部会、47人の公募市民委員から構成されており、平成21年（2009年）5月から12月までの7か月間に渡り、延べ61回の話し合いをされました。

第4次芦屋市総合計画では、この提言を尊重し、芦屋の将来の姿として引き継いでいます。

※「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」（平成21年12月）第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から抜粋

○ 芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋のまちのスタイルである“暮らし”を礎に、市民の交流から生み出される新たな暮らしを文化と捉え、まちの魅力につなげていく“暮らし文化”を基軸に据え、山・川・海の恵まれた自然とまちなかの身近な“みどり”の中で、人と人、自然と人との絆を育み、その絆で“暮らし文化”を創造し、発信するまちを芦屋の将来像とします。

※市民会議での芦屋国際文化住宅都市建設法についての意見

- ・当時は「都市」を目指していたが、今は「まち」のほうがイメージと合っていて、やわらかい感じがする。
- ・現在では、「国際」や「文化」は芦屋だけのことではないので、総合計画に残す必要がないのではないか。
- ・「国際文化住宅都市」は芦屋を特徴付けた良い意味での遺産なので、残しておくべきではないか。

○ 芦屋の将来像と6つの視点から見た将来像

芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

保健医療福祉

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

次世代育成

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ~花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市~

まちづくり

自然と緑を大切にする「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

安全安心の視点から見た将来像・10年後の姿

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

私たちの日常生活における不安要素は、自然災害の激化や凶悪犯罪の発生、交通事故の増加などを背景に増加しています。また、地球温暖化や自然環境の保全など環境への意識も高まっており、今まで以上に安全で安心な、人にも環境にもやさしいまちが求められています。

このような安全安心に対する課題の多様化に対しては、災害や犯罪を防ぐ環境づくりなどももちろん必要ですが、市民が課題を共有し、お互いに助け合うことも不可欠です。そこでまずは、挨拶などの「声のかけあい」を市民みんなが始め、お互いに助け合う力を育んでいくことが必要です。そして、その上で災害や犯罪から市民が身を守れるような取組や、交通マナーが改善されるような取組を行い、芦屋市をみんなが安全安心に一生住み続けられるまちにいかなければなりません。

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

(1-1) 非常にみんながパニックなく行動できるようになっています

ー防災ー

災害時に施設や設備、地域の人材などの様々な資源を有効に活用できるためには、市民と行政が一緒になって情報の集め方や伝達の仕方、共有の仕方をしっかりと話し合いながら、協働して災害に対する体制づくりを行っていくことが必要です。

(1-2) 全ての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っています

ー防犯ー

安全に生活できる環境となるためには、暗い道に街灯を設置することなどの整備だけでなく、犯罪発生状況に関する情報の迅速な共有化とともに、市民が防犯活動に積極的に関わるなどの市民が犯罪を予防する力を育て、市民が自ら犯罪から身を守れるようになる必要があります。

(1-3) 全ての市民が安心して道を歩けるよう、良識ある芦屋になっています

ー交通安全ー

みんなが安全安心に歩けるようになるには、交通マナーに関する教育や、マナーを知らない人への規制などのような直接マナーを向上させる取組だけでなく、お互いに市民が注意するなど交通マナー違反自体に気づかせる取組も必要です。このような取組を市民と行政がお互いに力を合わせて進めていくことで、良識ある芦屋にしていく必要があります。

(1-4) 全ての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っています

ー生活環境ー

緑や管理の行き届いた公園などの都市環境は安全安心の基礎となるものとして、これからもしっかりと守る必要があります。

また、生活環境の観点からは、地球環境問題や新型インフルエンザ等の感染症の問題、食の安全の問題、悪徳商法の問題など様々な問題が存在しており、今後、新たに出てくる脅威に十分対応できるよう準備する必要があります。

(1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」ができるようになります、助け合うことができるようにになっています

ー基礎：マナー礼節ー

人ととのつながりが希薄になることでマナー礼節の低下を招き、「安全・安心」な生活を脅かすと考えることから、日常生活の挨拶を始めとした「声のかけあい」に積極的に取り組むことによってマナー礼節を高め、お互いが助け合い「安全・安心」な生活を守っていく必要があります。

保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

芦屋市の将来人口は、他の都市と比べると大きな減少傾向にはなりませんが、高齢化は着実に進んでいくことが予想されています。

ますます進んでいく少子高齢社会の中にあって、誰もが「生涯安心して暮らせる」ことを求めています。乳幼児からお年寄りまでのあらゆる年代の人、障がいのある人や闘病中の人、仕事がない人、生活が苦しい人、外国籍の人、そして今は健康であり不安のない生活が送っている人など、誰もが「生きがいを感じて心豊かに」生活したいと望んでいます。

そこで、第4次芦屋市総合計画における保健医療福祉分野が目指すべきまちの姿を「全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を掲げ、その実現を目指します。

保健医療福祉

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

(2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています

ー支えあいの地域力を高めるー

誰もがこのまちに安心して住み続けるためには、近隣の人のつながりを取り戻して支えあいの地域力を高めていくことが必要です。

そのためには、自治会や小地域福祉活動など、市民が中心となる取組を全市に広げ、顔が見える近隣のつながりや支えあいを高め、あわせて団塊の世代などの地域デビューの場を創っていくことで地域活動が活発化していくことが期待できます。

また、地域福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが中心となって、地域で活動する様々な人々のつながりを強めて、地域ぐるみの支え合いの体制が充実していくことが期待できます。

さらに、空き家を活用した身近な拠点づくりで、一人暮らしの高齢者や障がい者の地域生活を支える居場所が広がっていくことが期待できます。

(2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています

ーまちぐるみの保健医療福祉ネットワークづくりー

市民が保健医療福祉のサービスを利用しやすくなることが必要です。

そのためには、まず、バラバラの情報を集約し、縦割りのサービスをつなげ、行政組織間の連携や市民ニーズに基づく総合的なサービス提供や総合的な窓口が必要です。

また、市内各地域に民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティア等と連携した市民にとってより身近な相談場所を配置することで、専門職の支援へとつなげていくことが期待できます。

さらに、これらをつなぎあわせる保健医療福祉ネットワークに市民が参加し、市民力を中心にしたまちぐるみの取組にしていくことで、よりそのニーズを反映したものになることが期待できます。

(2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています

ー福祉拠点の整備ー

地域で安心して住み続けるためには、それを支える拠点整備が必要です。

そのためには、高齢者や障がい者が施設に入所することになってしまっても、現在は市外に依存している入所施設を市内に増やすことや、可能な限り在宅生活を続けられるよう、市民や事業者の協力を得て、空き施設や空き家を活用することによって、市民と事業者、行政が連携して身近な場所に施設を整備することが考えられます。

また、地域医療については、芦屋病院が地域医療の中核としての役割を果たしていくよう、病院運営をサポートする市民参加の場づくりを行うことで、市民・医療機関・行政が一緒になって、安心して医療を受けられる芦屋市ならでは医療システムが創られ、病院が再生することが期待できます。

(2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます

一心豊かな日々を実現する健康づくり

健康づくりの輪を広げていくために活用できる空間として、公園や遊歩道などの身近な環境を整備することで、市民の健康づくりの輪が広がっていくことが期待できます。

また、健康づくりに関する情報が一体的に提供されることによって活動のきっかけづくりや活動の輪が広がっていくことが期待できます。

(2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています

－ユニバーサルデザインのまちづくり－

芦屋市の歩行者空間は、車いす利用者にとってバリアとなる道が多く残されており、阪神芦屋駅周辺のユニバーサル社会づくりの実績を広げていくことによって、障がい者や高齢者をはじめとする誰にとっても優しく安全な移動空間の確保が必要です。

そのためには、次のモデル地区として、例えば芦屋川をユニバーサルデザインのまちづくりとして再整備していくことが考えられます。

また、芦屋市の南北移動はバス交通が中心となっていることから、3病院ネットワークバスのような移動に制約のある人への支援が求められています。

次世代育成の視点から見た将来像・10年後の姿

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

芦屋市は、広域的には大阪や神戸方面、市内では東西方向の交通利便性が高いまちです。また、南北方向のつながりは弱いものの、山と海と川に囲まれコンパクトで整ったイメージがあり、自然とふれながら安心して子育てができるまちです。さらに、市民は芸術に理解があり、文化イベントも多く、子どもにとっても文化的な環境が豊かなまちです。しかし、近年、祭りなどにおいて地域での世代間のつながりが希薄化してきています。そのため、各世代のつながりや多様な知恵を活かした、安心で質の高い子育て環境づくりが望されます。

就学前や学校教育については、一般に高い水準にあり、小学校では独自性のある教育内容が進められています。特に、自分について考えたり、体験したりする教育を進めるなど、勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力につながる教育は、小学校高学年から実施されています。しかし、卒業後自分の将来像や得意分野を見つけられない若者もでてきてている状況もあり、更にそのキャリア教育を推進していくことが求められます。

今後は、身边で親しみの持てる美しい海、山、川の自然で彩られる箱庭のような芦屋で、家族のように気づかい助け合いながら子ども達を家庭・地域・学校で育み、市民自らも成長して次世代に受け継いでいくまちを目指します。

次世代育成

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

(3-1) 芦屋の子育て環境には、様々な立場の家庭がいつでも気軽に安心して利用できる場があります

－子育てるには芦屋がお得－：視点A 就学前の子育て

子ども同士の遊びが豊かになり、親も話し相手ができ、情報交換をしたりすることが可能になるように、気軽に立ち寄れる場や、子育て応援隊の設置など「芦屋での子育てはお得」と言われるよう行政の子育て支援施策とともに、身近な自然と触れ合い、育む自然教育の場を大切にしていくことが必要です。

情報の提供や交換が気軽にに行える場の充実の取組を進め、コミュニケーションが生まれ、地域も活性化していくことを目指します。

(3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育んでいます

一人を育てるー：視点B学校教育

子どもの人格形成に是非とも必要なものとして、学級の少人数化、サポーターの導入、体験型授業等の工夫、制度・体制・施設環境や教育内容の一層の充実、教員の指導力の向上、地域特性を活かした取組（学校と地域の協働）などがあげられますが、財政面の限界については学校と保護者双方の協力で対応していくことが必要です。

さらに、定職に就けない、就かない若者もいるため、人材育成とともに自分の目標とする将来像や得意分野を見つける取組が重要であることから、子ども達が、社会の一員であるという自覚を持って、役割分担を認識し、誇りをもって生活していく『生きる力』を身につけることを目指します。

(3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています

一ハイソサエティーな文化ー：視点C市民性・文化性

真に高いマナーと文化性を有する国際文化住宅都市の再生を目指し、次世代を担う子どもたちが、身近に外国人や国外生活経験者が存在するという多文化共生の環境のもとで、芦屋の自然、伝統、芸術、スポーツなどに深い関心を持ちながら育つていけることが大切です。また、子ども達が参加できる国際色豊かな文化イベントやスポーツ大会などを、市民活動として盛り上げていくことが必要です。

このため、子どものころから豊かな文化的雰囲気の中での人格形成、特に伝統の継承を大切にした取組を進め、国際性が豊かで特色ある文化活動ができるこをを目指します。

(3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています

一わが麗しの箱庭 芦屋ー：視点D環境

市域の南北方向のつながりが弱く、阪神芦屋駅前など一部では、道幅が狭く歩道に電柱があるなど危険な所もあります。また、自然については、手軽に親しめる空間、しきけ、機会等が多く、活用が十分にできていないことから、コンパクトなまちの特徴を活用し、豊かな自然を子どものころから肌で直に感じ、人間も自然の一部であることを認識し、共存していく意識をもって成長していくことが大切です。

このため、自然環境の整備とともに南北の交通利便性と安全性の共存を進め、子どもたちが自然と触れ合える環境と機会が豊富にあることをを目指します。

(3-5) 同世代（横のつながり）、異世代（縦のつながり）の多様なつながりを活かし、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

一手を携えて成長するまちー：視点Eコミュニティ、家庭

幼稚から高齢者まで広範な世代にわたる市民が協同して社会活動へ参加し、各世代の多様な知恵を活かした安心で質の高い子育て環境づくりが大切です。

このため、近隣の同年代の人たちとのネットワークを核に、広範な世代とも連携したコミュニティを形成し、経験豊かな高齢者の意見や力も容易に借りることのできる地域社会づくりを進めます。

市民活動の視点から見た将来像・10年後の姿

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ~花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市~

芦屋市は北に山を抱き、南には海が広がり、花と緑に囲まれた美しいまちです。また、交通の利便性もあり、住民意識も高い暮らしやすいまちです。

市民としての自覚やマナー意識も高く、ボランティア活動や文化活動、季節のお祭りなどの活動も活発に行われており、多数の市民が参加しています。

しかし、時代の変化と共にマナーの低下やご近所付き合いの減少なども見られます。また、仕事や子育てや介護など様々な事情により、ボランティア活動や地域コミュニティなどに参加したいという意向を持ちながら、参加できない人や参加のきっかけをつかめずにいる人たちもいます。

また、地方分権化や創造性と個性化社会に向けて、市民が主役で地域力を高めることにより、安全で安心な豊かな社会づくりが求められています。

こうした課題を解消し、より住みやすい芦屋のまちをつくるためには、市民による主体的な活動が不可欠となってきます。

今後は芦屋市民一人一人がこのまちをつくっていくという意識を高め、市民が主体となって考え、行動するまちづくりを推進していきます。また、いつでも誰でもが情報を共有し、気軽に参加でき、人と人が尊重し合いながら関わりあえる笑顔のあふれるまちづくりを目指し、市民による自発的な社会活動が行われる新たな時代を市民と行政が協働してつくっていきます。

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ~花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市~

(4-1) 市民と市民、市民と行政がお互いに支えあい助け合っています

ー全員参加型コミュニティーー

これから時代には、市民同士あるいは市民と行政が互いにコミュニケーションを密にし、支え合い、助け合って、芦屋の文化活動や安全のための活動など総合的な市民の力を高めていくことが必要です。

そのためには現在活動をする人たちだけでなく、潜在的な市民の力を引き出し、個々の活動の質を高め、連携していく必要があります。

(4-2) いつでも誰でもがまちづくりに関する情報を得ることができ、また発信しています

ー双向型インフラの整備ー

多くの市民が市民活動に参加し、継続するためには、いつでも誰でもがまちづくりに関する情報と接することができる情報の受発信が必要となっています。

情報の伝達手段としては、市報や掲示、ちらしなど様々な方法とともに、IT機器の活用があります。このネット社会を迎えて、市民の誰でもがIT技術を身に付けていくよう、市民同士の助け合い、教え合いにより市民全体のITスキルを高めていく必要があります。

また、あしや市民活動センターや社会福祉協議会のホームページ上での情報発信を連携させ、一元化を図り、より市民に分かりやすい情報を提供し、また、市民からの情報発信や市民相互の情報交換の場を整備していく必要があります。

(4-3) まちづくりの活動を牽引するべきリーダーを育て、次代につなげています

ーまちづくりのリーダーの育成ー

どのような活動にも全体をコーディネートし、牽引していくリーダーの存在が必要ですが、芦屋市の各市民団体において、各リーダー的役割を担う層は中高年層が主体となっており、次世代につなげていくためには若い世代のリーダーを発掘し、育成することが必要となっています。

また、市民活動を継続的に発展させていくためには、市民の活動資金の確保が必要となることから、市民や企業などからの寄附金等によるファンドなど、新たな一步を踏み出すための基金づくりについて検討していく必要があります。

まちづくりの視点から見た将来像・10年後の姿

自然と緑を大切にする「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

芦屋市は、阪神間モダニズムを代表する憧れの住宅都市として発展してきました。しかし、時代の変化とともに、わがまちの多くのお屋敷の緑が消滅し、ステータスシンボルとして地域をリードしてきた特徴が失われつつあります。再び、六甲山を背景とする自然の豊かさを取り戻し、芦屋市民の発信力を創造することが求められています。

このためには、市民が主体で、芦屋らしく、まちなかの資源を活かし、そして地域が輝くことが重要になります。着目すべき資源は、「水・緑の自然」と「市民の活動」です。

まず緑の回復は、六甲山と芦屋川、宮川の水と緑を活かし、自然環境を力強く生き返らせ、道路など骨格となる緑の都市軸を都市景観としてつなげることで、芦屋の‘四季’を感じ、街中が‘お庭になる’ことを目指します。まちイメージの新たな創造と発展が目標となります。

次に、生活している市民の知性と品格と創造性を最大限に活かすことが大切です。このため、一流の文化とレベルをもった市民が表現する‘場’や、サロンのような‘交流’の機会を備えるとともに、地域が主体的にまちづくりに取り組み、市民がいきいきと芦屋の歴史を語り伝えるわがまち意識の醸成が求められます。これらの活動をとおして心の文化を育み、伝えていくことが、国際文化住宅都市 芦屋のまちづくりの目標となります。

まちづくり

自然と緑を大切にする「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

(5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

ー水と緑を六甲につなぐー

世界に誇れる緑いっぱいのまちを目指すため、緑豊かなまちの骨格づくりやまちの顔となる駅前の美しさを整え、まちなかの緑が育ち、夏の日差しやヒートアイランド現象が緩和されることを目指します。

このため、六甲山麓を景観や防災の観点からも国立公園として保全するとともに、六甲山と瀬戸内海が水・緑でつながるよう芦屋川・宮川の川岸に緑を多くし、川の自然環境に配慮して南北の‘緑の水の道’となるよう、また、国道・県道・主要な市道などの幹線道路では電柱・電線の地中化促進、緑化と景観形成を進め、東西幹線道路を‘緑の風の道’となるよう都市軸を形成していきます。

特に、緑の植樹活動を子どもたちの学習として取り入れ、子どもたちや市民自らの手で植樹し、緑を育てていく活動を通して、緑を大切にする‘心の文化’を育みます。このみどり豊かなまちの骨格づくりから、世界の人が訪れる、世界に誇れるまちを目指していきます。

(5-2) 自然と共生しまち全体が庭園のような住宅地となっています

ーまちを四季のお庭にー

国際文化住宅都市にふさわしいまちとなるためには、世界から注目される住宅と緑が一体化した街並みの保全と、ゴミのない清潔なまちを維持する必要があります。

このため、市の四季の花を定め、花いっぱいのまちにする‘まちをお庭に’の運動に取り組み、芦屋らしい緑に映える淡く落ち着いた色に統一され、手入れされたまちにしていきます。

また、地球に優しい低炭素社会の実現を目指し、エコロジーな取組から環境先端都市を目指すとともに、市民が計画づくりに参加し、地区計画の区域を広げて、建築基準法を補足してより地域に合った建築を行い、自然と共生する住宅地づくりを行います。

(5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています

ーやさしいまちを知性で遊ぼうー

芦屋の一流のレベルをもった多様で盛んな芸術文化の活動と市民活動を幅広い年代に知ってもらい、更に発展させる必要があります。

そのためにも、様々な市民と市民の活動を連携させてネットワーク化するとともに、既存の公共施設や街角スペースの使いやすい改善整備を進め、市民の自宅なども活用する仕組みによって、表現できる場所、表現したくなる場所を市内各所に設け、市民一人一人の才能が存分に發揮でき、表現する場を遊びながら世界の一流に触れられるまちを目指します。

(5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

ーそれぞれの地域が個性化したまちー

市民の支え合いやふるさととしての一体感を共有し、共に活動して新しい地縁を再生し、市民が主体で支え合うふるさとといえるまちとなるために、まず、アイデンティティの礎としての遺跡などの歴史遺産を大切にし、芦屋の歴史を子どもの時から知り、市民が芦屋ヒストリーを語れることが必要です。

そこから新しい地縁が育ち、自治会などの地域活動に主体的に参加し、ボランティア活動や音楽・美術・芸能などの多様なテーマ活動も盛んにていきます。

また、商店街はじめ、地区やコミュニティで、まちづくりの学習・実践から主体的なまち運営へと発展していき、市民の交流と情報交換の場所があり、それぞれの地区やコミュニティで個性が輝くハイブリットなまちとなることを目指します。

(5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

ー市民が支えるセーフティーネットー

安心・安全（防災、減災、防犯）の確保されたまちの基盤づくりとして「緑の回復・創造」に着目し、市民自らが緑の回復から防災・減災・防犯に取り組む「緑のハザードマップ」を共有し、まちの安全に取り組んでいきます。

また、世代を超えて日常的に交流できる場づくりに努め、市民の趣味を生かしてボランティア活動で福祉に貢献し、思いやりの社会をつくり、人と人とのふれあいを大切にするユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

また、車や自転車を持たずして生活でき、楽しめることなどの仕組みづくりを目指し、歩いて生活できる日常の生活サービス機能（特に駅前サービス機能や賑わうお店・街）の充実や、住宅地に通過の交通を通さない安全な道路とともに、各駅前の広場・自転車置場の確保やバリアフリーなど、安全で安心な交通結節機能の充実が求められます。

行政の視点から見た将来像・10年後の姿

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

これまで、芦屋市は国際性と文化性あふれる住宅都市として、住む人が誇りを持てるまちづくりを実践し、比較的高い市民生活満足度を実現してきました。しかし、今後は、地方分権化が進む中で、少子高齢化、経済成長の鈍化、地球環境浄化、ボーダレス化、ライフスタイルの変化など社会の成熟化に伴い顕在化する様々な課題にも対応できる、自立した地方行政が求められます。芦屋市は市民と協働してこれらの課題を達成し、やすらぎを満喫して楽しく生活できる魅力ある街の実現を目指します。

このため、これまでの行政主導のまちづくりを改め、市民と行政の協働、市民目線による事業評価、より開かれた行政を通じて、市民、行政お互いの信頼関係を築き、市民、地域組織、市民活動団体、事業者など多様な主体が担う「新しい公」を基盤としたまちづくりを進める必要があります。職員一人一人、市民一人一人の顔の見える行政が、芦屋市のまちづくりをより高いレベルで結実させるキーとなります。

また、市民目線で作られた計画を、市民目線で進捗管理することが重要であり、そのためには、計画の達成度を確認する指標と目標値を設定し、定期的に指標を確認するとともに、指標の改善が見られない計画については、見直しを行うというPDCAサイクルを構築していきます。

さらに、市財政については、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の復興による多額の市債は、市民、行政の努力により大幅に改善されつつありますが、一刻も早く償還し、財政を健全化することが望まれます。そのためには、更なる行政改革の推進により、行政のスリム化、無駄の排除を継続するとともに、芦屋市の資源の見直し、活用を行い、市民・行政の協調による知恵をしぼった事業の計画推進を行います。

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

(6-1) 市民力を活用し、市民と行政協働のまちづくりが進められています

—市民と行政の協働システムの構築—

住みやすく快適な環境を備え、高齢者や子どもたちにもやさしいまちとして発展するためには、市民参加の機会を増やし、その情報をきめ細かく提供し、より価値の高い成果に結びつける努力が必要です。

さらに、その成果が全ての市民に見える形で積み上がっていきことで、これまで市民活動に消極的であった市民の中から市民協働に賛同する人が少しづつでも増えしていくことが期待できます。

(6-2) 事業計画の進捗が市民に周知され、市民目線での成果評価が行われ、資質の高い職員によって運営されています

—行政サービスの効率化と向上—

市民と行政相互の信頼を高めるため、人件費、職員の役割など市民にとって分かりやすいところから信頼を構築し、市職員の成果を正当に評価して業務の質を向上させるための透明性とインセンティブが一体となった方策を進め、計画の進捗管理と情報公開が行き届き、行政の成果が見えて、市民から正当に評価される仕組みと、市民が行政の施策に対して意見を言える仕組みづくりが重要です。

(6-3) 市債の償還、無駄の排除などにより、市が健全な財政を回復・維持しています

—財政の健全化の推進—

財政状況について市民が、知る、知らせる、見える状況にして、よりよい予算の使い方が見えるようになります。

また、財源がなければ市民の知恵を引き出し、さらに、芦屋の資産（ストック）を活用して、歳出を減らす工夫、歳入を増やす工夫をする必要があります。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手小学校 6 年 宮部 真衣さん

私は芦屋川にいる蛍の光がとても好きです。芦屋川に蛍がいるのは、芦屋川の水がきれいなこととまわりの自然をすごく大切にしているからだと思います。そんな蛍が住めるような芦屋川をこれからもずっと未来に残せていいたらいいなと思ったので、この絵を描きました。見ているだけで自然と笑顔になれる蛍の光を守るために芦屋川を汚さず自然を大切に保護していきたいです。

第3章 目標とする10年後の芦屋の姿

*¹ 6つの視点

安全安心、保健医療福祉、次世代育成、市民活動、まちづくり、行政のこと。

市民会議及び職員会議の部会構成になっている。

素案づくりでは*¹ 6つの視点に分かれて話し合いが行われましたが、共通の話題として自然や緑のこと、人々のつながりやマナーに関するここと、文化や市民の活動に関することなどが取り上げられ、どの視点においてもより広い総合的な観点から議論がなされました。

この素案を尊重しながら市民アンケート調査結果や行政としての課題認識を加え、施策につながるよう、4つの「まちづくりの基本方針」の下に15の「目標とする10年後の芦屋の姿」と35のそれぞれの具体的な「施策目標」へと展開しました。

「目標とする10年後の芦屋の姿」とそれに対応する「施策目標」を実現するための重点施策については、基本計画で示します。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

| まちづくりの基本方針 | 目標とする10年後の芦屋の姿 | 施策目標 |
|-----------------------|---|--|
| 1 人と人がつながって新しい世代につなげる | 1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる | 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている |
| | 2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている | 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている |
| | 3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている | 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている |
| | 4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている | 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている |
| | 5 地域で安心して子育てができる | 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている |

| まちづくりの 基本方針 | 目標とする10年後の芦屋の姿 | 施策目標 |
|----------------------------------|--|---|
| 2 人々のつながりを安全と安心につなげる | 6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている | 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる 6-2 市民が適切な診療を受けられる |
| | 7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる | 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる |
| | 8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている | 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている |
| | 9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている | 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる |
| 3 人々のまちを大切にする心や暮らし方をまちなみにつなげる | 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している | 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している |
| | 11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らししが広がっている | 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる |
| | 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている | 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる |
| | 13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている | 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる 13-2 住宅都市としての機能が充実している 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している |
| 4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる | 14 信頼関係の下で市政が展開している | 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている |
| | 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている | 15-1 様々な資源を有効に活用している 15-2 歳入・歳出の構造を改善している |

| |
|------------|
| 基本構想 |
| 第1章 |
| 基本構想 |
| 第2章 |
| 基本構想 |
| 第3章 |
| 基本構想 |
| 第4章 |
| 基本構想 |
| 資本構想 |
| 前期基本計画について |
| 前期基本計画 |
| 第1章 |
| 前期基本計画 |
| 第2章 |
| 前期基本計画 |
| 第3章 |
| 前期基本計画 |
| 第4章 |
| 附属資料 |

3-1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆を深め、お互いに刺激し合うことで育ち育てられながら世代をつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

本市では、大都市への交通の利便性とともに、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壤となり、新しい※1 ライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方も文化とする考え方方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

※1 ライフスタイル

生活様式のこと。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方のこと。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわりなく、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

全ての子どもはこれから社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持てない子どもたちが増えています。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「^{※1} 確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心とした^{※2} ニートや^{※3} 引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標5 地域で安心して子育てができる

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事を両立を可能にする環境が整っている

3-2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃の挨拶から何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつなげていく。

目標6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

心身が良好な状態でいることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかでいるためには、一人一人が自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

目標7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためにには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に發揮し、生きがいを持って暮らしていくよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができる、状況に応じて的確な支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

目標8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなってきています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてしまいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないよう、市民一人一人の安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人一人が生活の知恵や防犯意識を大切にし、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている**施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている****目標9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている*****1 阪神・淡路大震災**

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

***2 自主防災会**

本市では、地域住民が自主的な防災活動を行うため、主に自治会・町内会等を単位として平成8年度(1996年度)から組織されている。

平成7年(1995年)に発生した*1 阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの*2 自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています。

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人一人が身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している**施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる**

3-3 人々のまちを大切にする心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切にする心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつながっていくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成 16 年（2004 年）に「^{※1}芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大坂湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなみの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなみの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

^{※1}芦屋庭園都市宣言

全国に誇りうる芦屋の自然や環境を守り、気品のある落ち着いた都市整備に取り組み、芦屋のまちがひとつの大きな庭園となるように花と緑いっぱいのまちづくりをさらに進めて世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成16年(2004年)1月1日に「芦屋庭園都市」を宣言した。

目標 11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を活かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

目標 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体が※1 ユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などが※2 バリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

※1 ユニバーサルデザイン
文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

※2 バリアフリー
高齢者や障がいのある人が生活・行動する上で妨げとなる障壁(バリア)をなくし安心して暮らせる環境をつくること。

目標 13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まってきています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、^{*1} 超高齢社会を迎えることによる地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

3-4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標 14 信頼関係の下で市政が展開している

これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

市民と行政が市の現状を理解し、共にまちづくりを考え、お互いの役割を果たしながら、継続的に協働していくことが必要です。

そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問い合わせながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

目標 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

※¹ 阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の※² 市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まっていて裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、本市の独自性を発揮できる予算の使い方ができにくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口（15～64 歳）の減少や、※³ 社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならないことに予算を配分しながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

※¹ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市灾害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※² 市債

市の借金のこと。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。

※³ 社会保障費

年金や医療、介護など社会保障にかかる経費のこと。社会の構成員が互いに守り合うシステムにおいて、この経費を国家財政に計上したもの。

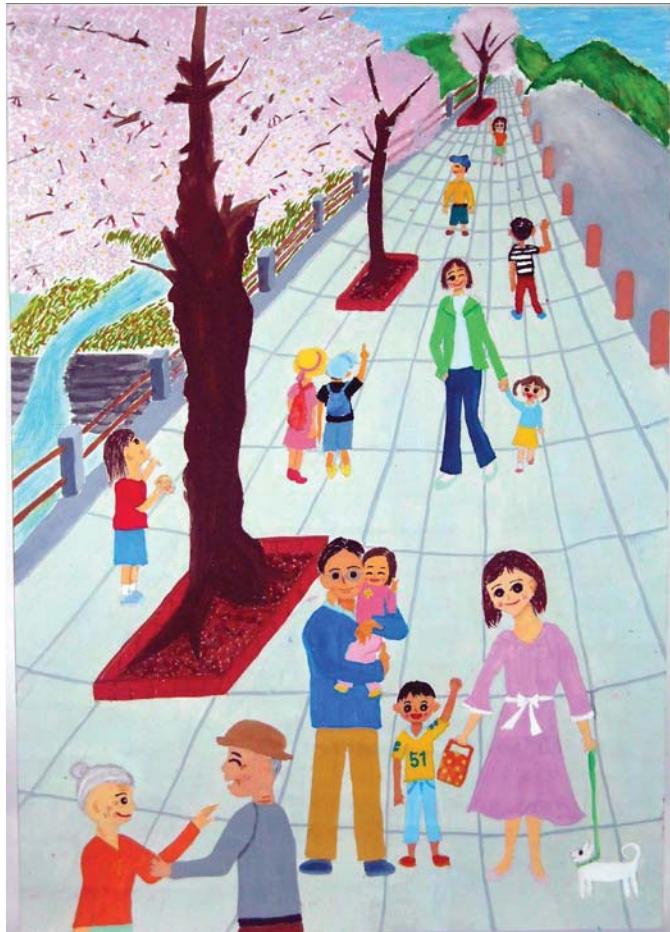
第4章 基本構想の実現に向けて大切なこと

このたびの市民と行政の協働による計画づくりを通じて、様々なことを確認することができました。

- これまで進めてきた住宅都市としての魅力あるまちづくりを進めていく。
- 自然と調和した快適で緑ゆたかなゆとりのある住環境を更に高める。
- 安心して住み続けるためには、日頃の挨拶からつきあいを始め、近隣で支え合いができるつながりへと深める。
- 同世代だけでなく多様な世代がつながりながら地域をつくることで子どもも大人も成長していく。
- 市民がまちづくりに直接参加することでまちへの愛着を深め、まちを大切にする心の文化を育てていく。
- 高齢者や障がいのある人をはじめとした誰もが自分らしく住み続けられるまちにする。
- 自然環境や文化的環境、人材など今ある芦屋の資源を発掘して活用する。
- 市民と市民、市民と行政が信頼し協力するために、市民発の情報や行政発の情報を横断的に組み合わせ、分かりやすく発信していく。
- 横断的な視点を持って、まちづくりを行う。
- 市民が行うことや行政が行うこと、市民と行政のどちらが行うかを議論しながら進めていくことがあり、そのための議論の場づくりや仕組みづくりを進める。

これらのことと、市民と行政のそれぞれの取組の中で共有すべきこととして大切にしていきます。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手中学校 2 年 東海林 茉奈さん

芦屋の素晴らしい自然（芦屋川や山、きれいな桜など）は未来にもずっと残っていってほしいし、芦屋に暮らす人々も自然を大切にし、その自然の中でいきいきと生きていくってほしいという願いを込めて描きました。

資料 芦屋市の状況

資料一 市民アンケート調査結果

(1) 居住継続希望

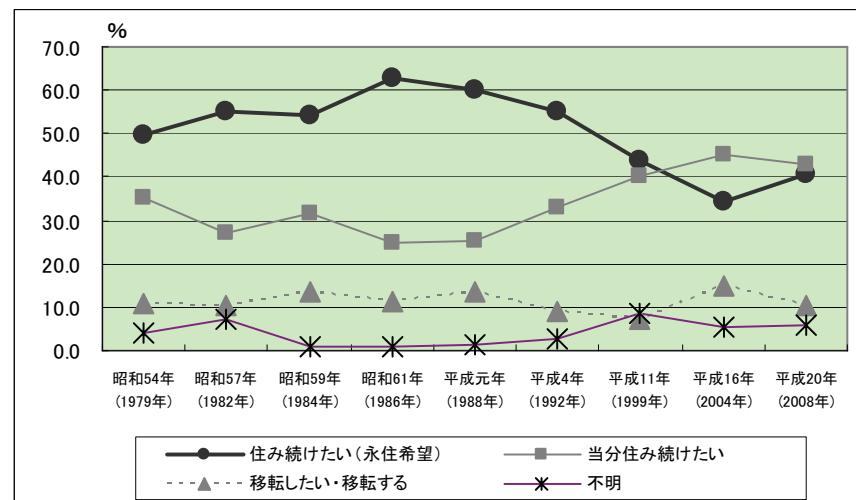
*¹阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市災害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

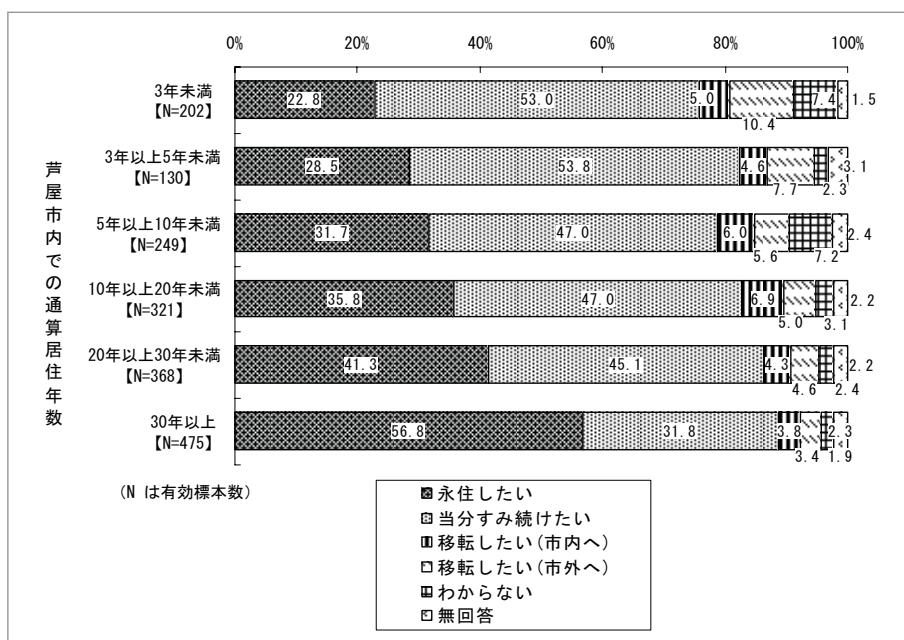
昭和54年(1979年)以降の市民アンケート調査から、本市に『住み続けることへの意向』の経年変化を見ると、平成4年(1992年)頃までは「住み続けたい(永住希望)」人が50%以上を占めていましたが、*¹阪神・淡路大震災以降では減少し、平成11年(1999年)から平成16年(2004年)では「当分住み続けたい」と同程度又は逆転となり、平成20年(2008年)の調査ではやや回復しています。

平成20年(2008年)の調査では、市内での通算居住年数別に見ると、居住年数が長くなるほど「住み続けたい(永住希望)」人の割合が高くなっています。新しく芦屋に居住することになった人の割合が増えたことによって「住み続けたい(永住希望)」人の割合が全体として低くなっているのではないかと考えられます。

しかし、「住み続けたい(永住希望)」人と「当分住み続けたい」人を合わせると8割の人が住み続けたいと考えており、このことから住宅都市としての芦屋の魅力を堅持していく必要があると言えます。



資料：芦屋市世論調査(昭和54年度、昭和57年10月、昭和59年7月、昭和61年1月、平成2年3月、平成5年1月)、市民アンケート調査結果報告書(平成11年12月、平成17年4月、平成21年3月)



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

（2）住んでいる地域の活動への参加意欲

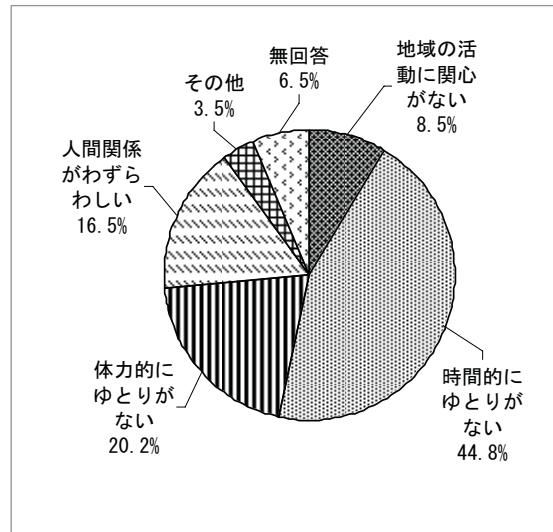
平成 11 年（1999 年）、平成 16 年（2004 年）及び平成 20 年（2008 年）の市民アンケート調査結果を比較し、自分が住んでいる地域での活動への参加意欲の移り変わりを見ると、それぞれの調査ごとに質問項目が一致していないため単純な経年比較はできないものの、「地域活動に参加したくない」人の割合がこの 10 年間で大幅に増加しています。

一方で 5 割を超える人が地域活動への参加意欲を持っており、このことから特に現在参加していない人達を参加へつなげることが課題となっていると言えます。

| 平成11年(1999年)調査 | | 平成16年(2004年)調査 | | 平成20年(2008年)調査 | |
|----------------|-------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|
| 積極的に参加する | 3.5% | 現在、参加している | 9.5% | 現在、参加しており、今後も参加したい | 13.5% |
| 内容しだいで参加する | 68.6% | 以前、参加したことがあります、今後も参加したい | 17.6% | 以前、参加したことがあります、今後も参加したい | 13.6% |
| 周囲の人人がするなら参加する | 4.2% | これまで参加したことがないが、今後は参加したい | 31.8% | これまで参加したことがないが、今後は参加したい | 26.6% |
| 参加したくない | 8.0% | 以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない | 7.8% | 現在、参加しているが、今後は参加したくない | 1.4% |
| | | これまで参加したことがなく、今後も参加したくない | 28.0% | 以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない | 8.3% |
| 分からない | 11.3% | その他 | 2.6% | これまで参加したことがなく、今後も参加したくない | 34.5% |
| 無回答 | 4.4% | 無回答 | 2.7% | 無回答 | 2.1% |

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月、平成 17 年 4 月、平成 21 年 3 月）

平成 20 年（2008 年）の調査では、「参加したくない」理由として、「時間的にゆとりがない」が最も多くなっており、まとまった時間がなくとも何らかの方法で地域活動に関われる工夫が必要であると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(3) 住み心地

現在住んでいる地域の『住み心地』を尋ねたところ、全体の 8 割以上 9 割近くまでの方が「非常に住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えています。

| | 平成11年 (1999年) | 平成16年 (2004年) | 平成20年 (2008年) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|
| 非常に住みよい | 26.8% | 39.1% | 38.3% |
| どちらかといえば住みよい | 56.7% | 49.1% | 50.4% |
| どちらかといえば住みにくい | 4.7% | 6.4% | 4.1% |
| 非常に住みにくい | 0.8% | 1.6% | 0.9% |
| 分からない | 1.6% | 1.2% | 1.4% |
| 無回答 | 9.5% | 2.6% | 4.9% |

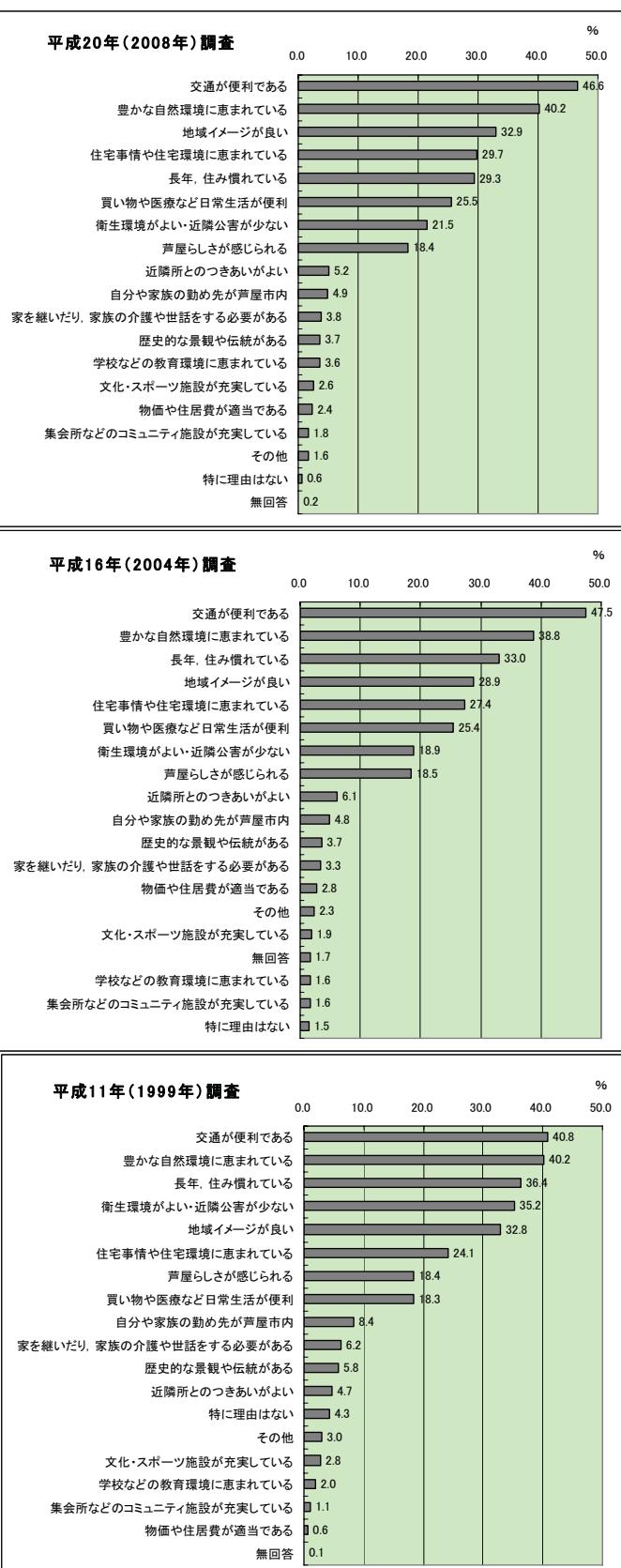
資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月、平成 17 年 4 月、平成 21 年 3 月）

(4) 住み続けたい理由

また、『住み続けたい理由』として 3 つの理由を選んでもらったところ、「交通が便利である」、「豊かな自然環境に恵まれている」が常に 1 位、2 位にあり、本市の立地条件の良さが理由となっていることが鮮明となっています。

続いて、「地域イメージが良い」、「住宅事情や住宅環境に恵まれている」、「長年住み慣れている」、「衛生環境がよい・近隣公害が少ない」、「買い物や医療など日常生活が便利」、「芦屋らしさが感じられる」となっています。

のことから、自然環境を生かし、清潔で美しく、生活の利便性も重視した住み続けられるまちが求められていると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月、平成17年4月、平成21年3月）

資料一2 芦屋市の人団推移と将来推計人口

※いずれの人口も10月1日現在の状況

(1) 人口推移

※¹高度経済成長時期

飛躍的に経済規模が継続して拡大した昭和30年(1955年)から昭和48年(1973年)までの18年間がこれに当たる。

※²阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市灾害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※³国勢調査

日本国内に居住するすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに実施され、国及び地方公共団体における各種行政施策の立案・実施、その他の基礎資料として用いられる。

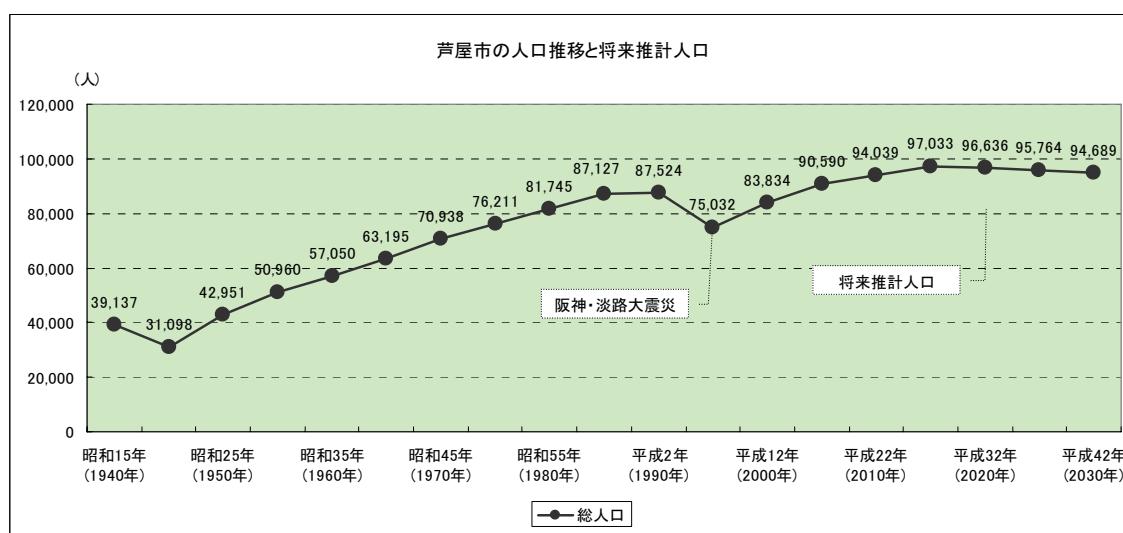
本市の人口推移は、昭和15年(1940年)の市制施行以来、終戦直後は落ち込んだものの戦後復興から^{※1}高度経済成長時期まで確実に増加の一途をたどって来ました。しかし、昭和の終わりごろから平成の初め(1980年代から1990年代)にかけて人口は徐々に減少に転じ、平成7年(1995年)の^{※2}阪神・淡路大震災によって75,032人にまで激減しました。

その後、震災復興の市街地整備や住宅整備、住宅開発によって人口は着実に増加し、平成14年(2002年)には震災前の人口まで回復しましたが、平成16年(2004年)以降は人口増加率が低下して緩やかな増加傾向となり、平成21年(2009年)では93,305人となっています。

(2) 将来推計人口

平成17年(2005年)の^{※3}国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、平成17年(2005年)以降も微増を続けますが、平成27年(2015年)の97,033人をピークにその後は減少傾向に転じると予測されます。

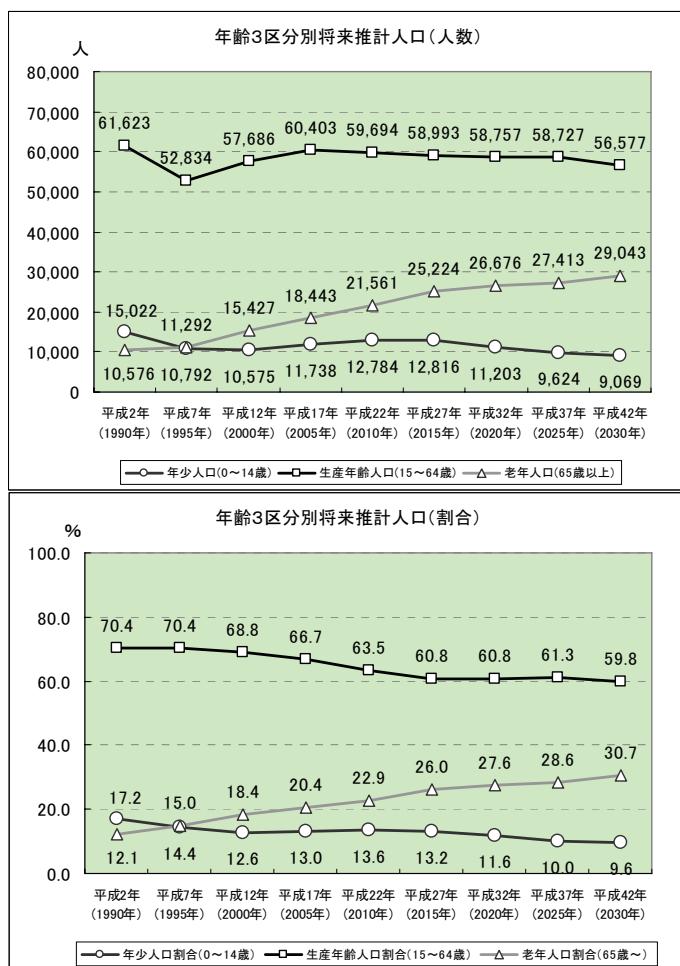
全国的な人口減少時代の流れは、本市においても現れてきています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成22年3月）

(3) 年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口（0～14歳）は、平成17年（2005年）以降も微増傾向で推移しますが、平成27年（2015年）をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年（2005年）から減少傾向となり、老人人口（65歳～）は、増加傾向で推移します。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成22年3月）

このように、本市でも全国的な傾向と同様にいわゆる^{※1} 超高齢社会を迎えており、人口減少も目前に迫っています。

また、市内でも地区によって人口減少や高齢化が進む程度が異なってきており、既に人口が減少し始めている地区や、まだしばらくは増加傾向にある地区など、市域全体だけでなく地区ごとの人口動向や年齢構成にも注視していく必要があります。

※1 超高齢社会

一般的には65歳以上の人口が21%以上の社会のこと。
高齢化社会は7%以上14%未満、高齢社会は14%以上21%未満と言われている。

資料一3 芦屋市の財政状況

(1) 重くのしかかる市債の償還

*¹市債

市の借金のこと。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。

*²公債費

市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費のこと。

*³公債費比率

財政負担の度合いを判断する指標で、公債の元利償還金に使われた一般財源の標準財政規模(標準的な一般財源)に対する割合のこと。一般的には公債費比率が10%を超さないことが望ましい。

*⁴社会保障費

年金や医療、介護など社会保障にかかる経費のこと。社会の構成員が互いに守り合うシステムにおいて、この経費を国家財政に計上したもの。

(2) 対応が必要な行政需要の増大

高齢化等の影響を受けて、生活保護費や介護等の保険事業費などの

*⁴社会保障費が増加傾向にあります。また、懸案事項である新規の公共事業や公共施設の老朽化対策等については、その実施の可否、優先性及び財源など、検討すべき課題が山積しています。

(3) 減少する市税収入

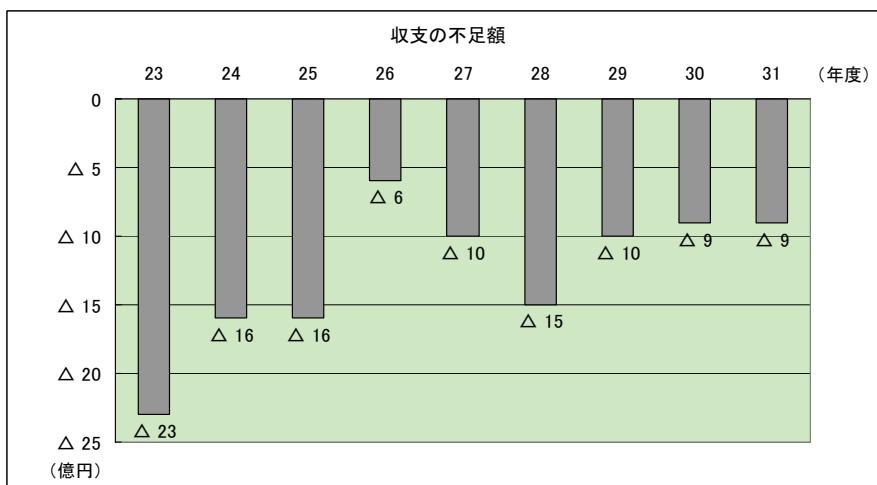
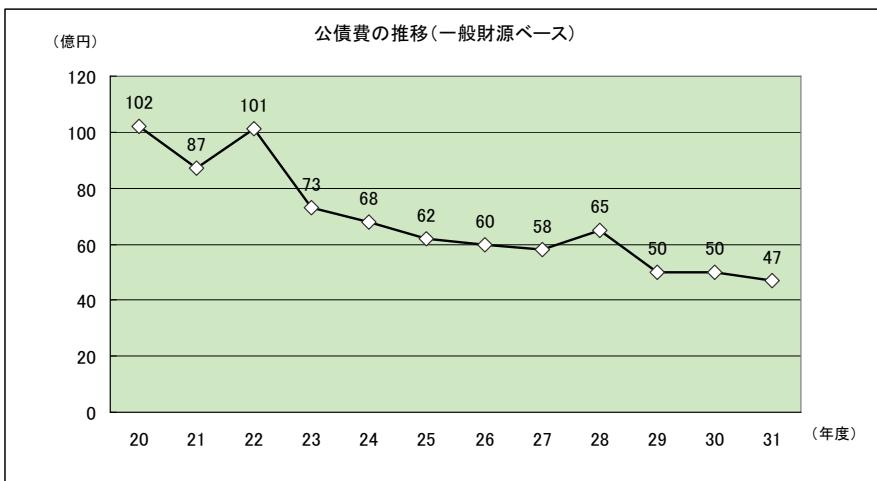
歳入では、平成19年度（2007年度）から個人市民税の税率が一律に6%となったことが、高額所得者の割合が高い本市にとっては大幅な減収となった上に、景気悪化の影響により個人市民税が更に落ち込んでいます。

今後、高齢化の進展によって、人口に対する生産年齢人口（15～64歳）の割合が低下することから、市税収入の大幅な回復を見込むことは難しくなっています。

(4) 迫られる財政収支構造の転換

本市の財政収支は、公債費負担が着実に減少し、収支不足の改善が見られるものの、依然として毎年発生する財源不足に対してはこれまで蓄えてきた※¹ 基金を※² 取り崩して賄っていかざるを得ないのが実情です。

次世代に負債を残さないよう着実に市債の償還を進めるとともに、将来的に市債残高が震災前の状態に戻った場合でも市税収入の大幅な回復は見込まれないことや、増加する社会保障経費へも対応する必要があることなどから、歳入に見合った歳出となるよう財政収支構造を根本から転換することが迫られています。



資料：長期財政収支見込み（平成 20 年度から平成 31 年度まで）（平成 22 年 2 月）

※¹基金

貯金・預金のこと。年度間の財源の不均衡をならすため積み立てる「財政基金」及び市債の償還のための「減債基金」のほかに、特定の目的のために資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられるものがある。

※²取り崩し

基金を特定の目的のために使うこと。